

学術大会表彰規程

令和3年4月1日
研究会理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の定款第4条第1項第1号に基づいて実施された学術大会において発表された演題のなかで、特に優秀と認められるものを表彰するために必要な事項を定める。

(表彰の種類及び数)

第2条 表彰の種類や授与数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 学術大会長賞 1名
- (2) 優秀賞 若干名
- (3) 奨励賞 若干名

(選考基準)

第3条 表彰の対象となる演題は、他の学会、雑誌等において未発表であり、また、倫理上問題ないことを前提として、創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、理学療法学への貢献性等の観点から優秀な演題を選考する。

(選考方法)

第4条 選考方法は、選考委員会を設置し別に定める。

2 選考結果については、理事会の承認を得ることとする。

(表彰)

第5条 筆頭演者に対して、賞状並びに副賞を授与することができる。

2 表彰式は閉会式で行う。
3 副賞としてQUOカード、金券類等、源泉徴収の対象とみなされるものは、選ばないこととする。

(受賞者の公表)

第6条 理事会承認後、ホームページに掲載する。

2 公表内容は、氏名・所属名・演題番号・演題名とし、氏名の表記や所属名は、原則、学術大会演題登録時（抄録集表記）のものとする。

(予算)

第7条 賞状及び副賞の予算は学術大会予算から支出する。

- 2 受賞者が学術大会における表彰式に参加する場合、当該学術大会の参加費を免除することができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、令和3年度以降に開催される学術大会から適応する。